

高知海区漁業調整委員会委員候補者評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置要綱第2条に定める評価を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価手順等)

第2条 高知海区漁業調整委員会委員候補者（以下「候補者」という。）の評価は、次に掲げる手順に基づき行うものとする。

(1) 高知海区漁業調整委員会事務局は、提出された推薦及び応募に係る書類の内容に基づき、別表に掲げる海区委員候補者評価表（以下「評価表」という。）により各候補者を採点した一覧表を高知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に提出する。

(2) 評価委員会は、前号の一覧表により、候補者ごとに評価表の各項目を審査するほか、性別及び年齢に著しい偏りが生じないように配慮する。

高知海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱第3条第1項第1号に規定する委員については、操業区域や営む漁業種類に著しい偏りが生じないように配慮する。

(3) 評価委員会は前号により合議してまとめた評価を、知事に報告する。ただし、必要があると認める場合は、面接等の方法によって審査し、これを参酌して評価をまとめるものとする。

附 則

この要領は、令和2年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月10日から施行する。